

地方独立行政法人東京都立病院機構

第 1 期中期目標期間の終了時における業務及び組織の全般にわたる検討

(案)

東京都保健医療局

はじめに	2
第 1 第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価.....	2
1 業務実績評価の概要.....	2
(1) 全体評価の概要.....	2
(2) 項目別評価の概要.....	2
(3) 第 2 期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見.....	3
第 2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について.....	5
1 法人の業務及び組織の必要性・有効性.....	5
2 法人の運営形態の適切性.....	6
第 3 第 1 期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方.....	6
1 所要の措置の必要性.....	6
2 第 2 期中期目標期間に期待される取組.....	6

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）の第1期中期目標期間（令和4年7月1日から令和9年3月31日まで）の最終年度に至ったことを受けて、設立団体である東京都（以下「都」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条に基づき実施した、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性、その他その業務及び組織の全般にわたる検討内容を取りまとめたものである。

検討に当たっては、第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の結果を踏まえつつ、法人の業務運営に対して様々な観点から検証を行うことによって、業務・組織全般について整理を行った。

第1 第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価

1 業務実績評価の概要

法人は、知事により、法第28条第1項第2号に規定する第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を受けている。評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「全体評価」「項目別評価」により実施される。

（1）全体評価の概要

全体評価は、項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について記述式で評価しており、見込み評価では第1期中期計画の4年目までの実施状況から見て、「着実な業務の達成状況にある」と評価されている。

主な総評は以下のとおりである。

見込評価の総評を記載

高く評価すべき事項

改善・充実を求める事項

（2）項目別評価の概要

項目別評価は、「行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供」「災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応」「地域医療の充実への貢献」などの分野における、中期計画の計21項目について、事業の進捗状況・成果を以下の5段階で評価している。

評 定	S・・・中期目標の達成状況が極めて良好である
	A・・・中期目標の達成状況が良好である
	B・・・中期目標の達成状況が概ね良好である
	C・・・中期目標の達成状況がやや不十分である
	D・・・中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である

※「地方独立行政法人東京都立病院機構の評価に関する基準」より

第1期中期目標期間の主な取組実績及びその評定については、下表「第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価 項目別評定集計（参考）」のとおりである。

（3）第2期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見

第2期の事業運営に向けた法人への主な意見は次のとおりである。

見込評価に対する委員からの意見を記載

第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価 項目別評定集計（参考）

項番	項目名	年度評価				見込評価
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
1	がん医療	A	A	A	A	A
2	精神疾患医療	A	B	A	A	A
3	救急医療	A	A	A	A	A
4	災害医療	B	S	B	A	A
5	島しょ医療	A	B	B	A	A
6	周産期医療	A	A	S	S	S
7	小児医療	S	A	A	A	A
8	感染症医療	S	A	B	B	A
9	難病医療	A	A	B	B	B
10	障害者医療	A	B	B	B	B
11	総合診療の提供	B	A	A	S	A
12	その他の行政的医療、高度・専門的医療等の提供	B	A	B	A	A
13	災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応	S	S	B	B	S
14	地域包括ケアシステム構築に向けた取組	B	B	A	A	A
15	健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発	B	B	B	B	B
16	患者中心の医療の推進	B	B	B	A	B
17	質の高い医療の提供	A	B	B	B	B
18	診療データの活用及び臨床研究・治験の推進	B	B	B	B	B
19	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A	S	A
20	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	A	C	C	B	C
21	その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B

第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

1 法人の業務及び組織の必要性・有効性

法人は、都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療の提供及び地域医療の充実への貢献を通じて、都民の生命及び健康を守り、その増進に寄与することを目的として、令和4年7月に設立された法人である。

現下、都内における医療を取り巻く環境を見ると、超高齢社会の本格化に伴い、高齢者救急や在宅医療、複数疾患を抱える高齢患者が増加する一方、入院受療率の低下傾向、在院日数の短縮化により入院患者数は中長期的に減少基調にある。また、物価高騰の影響により、病院運営における費用負担は一層重くなっている。さらに、首都直下型地震や新興・再興感染症の発生リスクもあり、医療現場は多岐にわたる課題を抱えている。

こうした医療環境の変化を踏まえ、法人の主な業務実績を以下に記しながら、法人の業務及び組織の必要性・有効性について検討する。

法人は、地域の医療機関等と連携を深めながら、一般の医療機関では対応が困難な医療の提供を中心に、東京のセーフティネットとしての役割を担っている。

具体的には、精神科身体合併症や精神科夜間休日救急診療、小児の重篤患者や希少・難治性疾患患者の受入れ、母体搬送患者や新生児搬送患者の受入れ、島しょ救急搬送患者の受入れや5Gを活用した遠隔診療支援、三次救急や休日・全夜間診療事業など、行政的医療を安定的に提供してきた。

また、法人では、東京都立病院機構総合診療専門研修プログラムを策定するとともに、他の医療機関と連携体制を構築し、都全体の専攻医育成の充実に取り組んだほか、病院における総合診療のあり方を検討、実践し、地域で増加する高齢者への対応強化等に取り組んできた。加えて、さらなる地域医療充実のため、患者・地域サポートセンターを設置するとともに、訪問看護同行支援等を実施している。

感染症・災害等の有事における対応を見ると、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の感染拡大時には、重症や中等症患者のほか、小児、妊婦、透析、精神疾患及び高齢者等の重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れた。さらに、臨時の医療施設の運営や発熱外来、後遺症相談窓口の対応など、感染流行初期から5類移行後まで率先して対応を継続した。

あわせて、能登半島地震ではDMA TやJMA Tとして速やかに医師を派遣するとともに、看護師も継続的に派遣し、現地活動拠点を独自に設置するなど、状況に応じながら、全14病院が共同して対応することで、切れ目のない支援を実現した。

これらの取組は、第1で記したとおり、知事による業務実績評価においても「着実な業務の達成状況にある」と評価されている。

したがって、法人は、行政的医療の着実な提供や、都の政策への積極的な対応など、求められる役割を適切に果たしてきたと言える。このため、法人の業務及び組織は有効

に機能しており、引き続き都民の生命・健康を守り、その増進に寄与するため、これらの取組を継続していく必要がある。

2 法人の運営形態の適切性

法人設立時、都内はコロナの感染拡大期にあり、都立病院は、長期間にわたりコロナ患者の受入に注力した結果、通常医療にも制約が生じ、地域医療機関との関係が希薄化して紹介患者が減少するなど、厳しい運営状況に直面した。

また、物価高騰の影響により、人件費や材料費、委託料等の経費は増加傾向にあり、病院運営における費用負担は一層重くなっている。

こうした中で、法人の運営形態の適切性については、地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、都の関与の下で公共性を確保しつつ、自律性・機動性を発揮し、法人に求められる役割を効率的かつ効果的に果たしていけるかという観点から検討する。

法人は、地方独立行政法人のメリットを生かして、柔軟な人事制度を構築し、機動的な人材確保や病院間をまたいだ人材活用などにより、効率的な組織運営を推進するとともに、地域医療機関に対する技術支援や人材派遣等を通じて、地域医療の充実に貢献してきた。

また、多様な契約手法や 14 病院のスケールメリットを生かした共同購入等により、コスト削減を推進するとともに、経営管理手法等のノウハウの共有や職員の経営意識改革を進め、収支改善に取り組んできた。

さらに、電子カルテシステムの標準化・統一化を推進するなど、業務運営の効率化に向けた取組を着実に進めてきた。

これらの取組は第 1 で記したとおり、知事による業務実績評価においても評価されており、引き続き独立行政法人としての自律性を発揮し、より効率的、効果的に業務を推進していくことが適切である。

第 3 第 1 期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方

1 所要の措置の必要性

第 1 及び第 2 のとおり、これまでの検討の結果を踏まえると、法人の業務、組織、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される。したがって、法第 30 条第 1 項の規定に基づく、所要の措置を講ずる必要性は認められない。

2 第 2 期中期目標期間に期待される取組

前述したとおり、医療環境が劇的に変化する中で、都立病院は、第 2 期中期目標期間においても、これまで培った知見及び法人である強みを生かし、行政的医療を着実に提供し、新たな政策課題へ率先して対応するとともに、地域と連携した高齢者医療への対

応や、総合診療体制の強化など、医療機能の充実と質の向上を推進していく必要がある。また、一般の医療機関では対応困難な患者へ積極的に対応するほか、地域医療機関に対する技術支援や人材派遣等を通じた、地域医療充実への更なる貢献が求められる。さらに、災害・感染症の有事における受入体制を確保することに加え、コロナ対応や被災地支援を通じて得たノウハウを活用し、都全体の有事対応力強化や人材育成に貢献するとともに、有事であっても継続して行政的医療を提供できる体制を維持していくことも必要である。

法人においては、これらの業務を確実に遂行するために、引き続き、機動的な経営判断や弾力的な予算執行、デジタル基盤の強化、医療A Xを推進しながら、地域医療構想や地域の状況を踏まえ、求められる機能や医療需要に応じて医療提供体制を最適化するとともに、更なる収入確保・支出抑制により収支改善を図ることで、持続可能な運営基盤を確立し、将来にわたりその役割を着実に果たし続けることを期待する。